

2019～2020 年度三役研修会（会計）

第1章 クラブ会計について

1. 会計の職務（ライオンズ必携第58版クラブ付則第3条第6項117P）
 - (a) 幹事その他から全ての金銭を受け取り、財務委員会が推薦し、理事会が承認した銀行に預金する。
 - (b) 幹事と協力して、四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をし、集められた支払い金を理事会に報告する。
 - (c) 理事会の承認によってのみ、支払いを行う。
 - (d) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
 - (e) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し、本クラブ理事会に提出する。
 - (f) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
 - (g) 任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録一式及び資金を速やかに後任者に引き渡す。
 - (h) 会計は財務委員会の委員長を務める。

2. クラブ会計の基本
 - ①予算と決算の単年度会計
 - ②正規の簿記の原則による複式簿記で記帳・整理する
 - ③準拠する会計基準は旧公益法人会計による

3. クラブ会計の種類
 - ①通常会計（一般会計）
 - ・運営費会計
 - ・事業費会計
 - ・会食費会計
 - ②特別会計（例えば周年会計）

4. クラブ会計事務の原則
 - ①各経常会計間の各会計期間内での流用は、予算との差異が分からなくなる為、原則は認められていない。

 - ②特に事業費会計からの他への会計の流用は厳しく禁止されている。
 - ※他の多くの奉仕団体との根本的な違いで注意する点。
 - ※ライオンズ必携第58版クラブ会則第8条第3項（g）101P
理事会は、一般人から資金を集めて事業を行った場合には、その事業の収益を本クラブの運営の為に費やすことを承認したり許可してはならない。

- ③運営費会計の支出はクラブ運営にのみ用いられるべきである。
しかし、運営費会計に余裕があれば例外として事業費会計への流用は認められている。
※運営費会計の赤字には要注意が必要
- ④クラブ会計の執行には、理事会の承認と例会での承認が必要。
ライオンズ必携第58版クラブ会則第8条第3項(b)100P
全ての支出には理事会の承認を必要とする。
理事会は、本クラブの収入を超過する債務を負ってはならない。またクラブが承認した企画及び方針に反する目的の為にクラブの資金を承認してはならない。
- ⑤クラブ備品類等の財産は理事会の管轄のもとライオン・テーマが管理者となる。(ライオンズ必携第58版クラブ付則第4条第4項122P)
※クラブ財産は購入時資産計上する事なく経費処理を行い、期末に財産目録に記録する。
※企業会計との違い
原価償却を行わない
例) 150,000 円のパソコンを購入した場合、「消耗品費」150,000 円で処理し、添付の財産目録に記入する

第2章 運営費会計について

1. 運営費予算の作成

- ①運営予算案は財務委員会が作成し、新年度第1回クラブ理事会において採択された後、例会に提出されてその承認を受ける。
- ②クラブ会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。
- ③代議員派遣費
クラブは国際協会、複合地区及び地区年次大会に代議員を派遣する必要な経費を運営予算の中に確保する。
(ライオンズ必携第58版クラブ会則第9条第1項・第2項101P~102P)

2. 運営予算の執行

- ①理事会には厳正な予算執行が求められる。
- ②財務委員会には厳格な予算執行の監督が求められる。
- ③運営予算の執行に当たって、科目間の流用についてはそれほど厳格に規制せず、理事会の決議によって行うことができる。

3. クラブ会費（経常年間会費）の額
各クラブが決める。
参照（ライオンズ必携第58版クラブ付則第7条第1項・第2項 127P～128P）
4. クラブ会費の徴収
 - ①クラブ会費の徴収は幹事の職務であり、銀行振り込みにおいても入金確認は幹事の職務で会計ではない。
 - ②会費の納入は予算の例会承認後30日以内に行われるべきであり、グッドスタンディングの条件になっている。
（ライオンズ必携第58版クラブ付則第1条第2項 108P）
 - ③途中退会者への未経過分クラブ費の払い戻しは、各クラブで別途定めるが、国際会費は払い戻されない。
5. ファイン
 - ①ファインは原則運営会費に入れる。
 - ②ファインは同一会合において、同一会員に2回まではOKとなる。
（ライオンズ必携第58版クラブ付則第4条第5項 122P）
6. サスペンション（停止処分）

いかなるクラブ口座の未納残高についても、規定の期限内に支払いが行われる事が前提となっている。

滞納期間が120日を超過して滞納残高があるクラブは、サスペンション（停止処分）が課せられる。

第3章 事業費会計について

1. 事業費予算の作成
 - ①理事会がクラブアクティビティ計画を決定した後、財務委員会はそれぞれの為の予算を用意する。理事会で承認を受ける
 - ②事業予算は、資金獲得事業から得るのが望ましい。但し会員より事業費として集めることは可である。
2. 事業資金の調達
 - ①財務委員会（最終的にはクラブ）は、事業費の財源を確保する事が務めである。
 - ②各クラブ事業で補償問題が起こる可能性があるれば、適切な保険をかける。
 - ③具体的な資金調達方法
 - ・資金獲得事業よりの収入
 - ・会員よりのドネーション

※ドネーションは事業費だが、昨今は運営費ドネーションの項目を設け運営費に繰り入れるクラブもある。設置は理事会・例会承認必要

- ・ 会員拠出金
- ・ 物品販売益
- ・ 会食費当年度収支差額

第4章 会食費会計について

1. 会食費の額と徴収

- ① クラブは会食費として会員より支払いを受け、経常年会費に含めて請求してはいけない。
- ② 会食費は一定額を理事会が定め、例会の承認を得なければならない。
- ③ 会食費は実費を旨とし、会員及びビジターから徴収した会食費を下回る食事を提供するべきではない。
- ④ 会食費は会費とともに前納とする。
- ⑤ 退会者の既納未経過分会食費の返戻は、独自のクラブ会則規定による。
- ⑥ 例会欠席者の会食費は通常返戻されない。

2. 会食費会計の処理

| | | |
|--------------|-------------------|--------------------|
| ① 正会員 50名 | 半期前納会食費 | |
| 会食費 1,000円/回 | ⇒ 50名×2回×6ヶ月 | =600,000円 |
| ② 2ヶ月経過後の内容 | | |
| ビジター不在会員の出席 | 20名 | 20名×1,000円=20,000円 |
| ゲスト出席（運営費より） | 4名 | 4名×1,000円=4,000円 |
| 支払会食費計 | | 184,000円 |
| 2ヶ月経過分会食費 | 50名×2回×2ヶ月×1,000円 | =200,000円 |
| 未経過分会食費 | 50名×2回×4ヶ月×1,000円 | =400,000円 |
| 支払会食費 | 184,000円 | 未経過会食費収入 |
| ※収支差額 | 40,000円 | 経過会食費収入 |
| 残高 | 400,000円 | ビジター会食費収入 |
| （未経過会食費収入） | | 4,000円 |

| | |
|-----------------------|----------|
| 624,000円 | 624,000円 |
| （※経過会食費収入のうちの欠席メンバー分） | |

3. 収支差額の確保と処分

- ① 会食費収支差額は、運営費・事業費・特別会計への振替を可とする。
- ② ゲスト等の会食費は運営費予算の交際費もしくは例会運営費より受け入れて支払うべきである。

第5章 特別会計について

1. 特別会計予算の作成

- ①チャーターナイト記念会、クラブ年次会合(第58版クラブ付則第6条4、7項)、家族会等、特別会の経理は特別会計とするのが適当である。
- ②特別会の経理担当者は、会食費からの振替金、通例のクラブ行事を行う時は運営費からの振替金、会員から徴収する特別会費など項目を明らかにした収入および必要な支出を見積もって予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 特別会費の徴収

- ①特別会の会費は原則として出席者のみから徴収すべきである。

3. 決算および当年度収支差額の処分

- ①特別会の会計担当者は特別会の後、速やかに決算を行い、理事会および例会の承認を得なければならない。
- ②特別会計の当年度収支差額はクラブ理事会の決議を経て、運営費会計または事業費会計に繰り入れられる。
- ③特別会担当の委員長は予算を厳密に執行し、不足金を生じたりすることのないよう努めなければならない。
万一不足金を生じた場合は、理事会に報告し、理事会は例会の決議を経て、会員から特別の負担金を徴収するなどの処置を決定しなければならない。

第6章 決算及びクラブ財産の引き継ぎについて

1. 決算

- ①会計年度末において、各経常会計は決算を行わなければならない。
- ②決算に当たっては、負担金の完納はもちろん、引き継ぎを容易にするため未払金、未収金、仮払金、仮受金などの未処理勘定を出来るだけ整理する。
- ③幹事は会計と協力して、年度終了後出来るだけ早い機会に決算書を作成して監査を受けたうえ、前年度の理事会に提出する。
- ④前年度理事会はこれを採択した後、例会に報告して承認を求める。報告は次年度第2例会終了までに行われる事が望ましい。

2. クラブ財産の引き継ぎ

- ①会食費会計の繰越し分は、運営費会計・事業費会計に繰入れ、会食費としては繰越さない。
- ②事業費の繰越し分は、次年度事業費会計の前期繰越金もしくは事業積立金とする。
- ③運営費会計の繰越し分は、原則運営費会計へ繰越すが、例外的に事業費会計への繰越しも可とする。

繰越金（剰余金）処分

| 科目 | 〇〇期末 剰余金残高 | | 次期繰越金 |
|-------------|---------------|---------------------|-------|
| 運営費会計繰越額 | | 次年度運営費として 繰越 | |
| 事業費会計繰越額 | | 次年度事業費として 繰越 | |
| 会食費会計繰越額 | | 次年度事業費として 繰越 | |
| 事業費積立金会計繰越額 | | 次年度事業積立金会 計として繰越 | |
| 合計 | | | |

次期繰越可能項目

運営費 → 運営費（多額の場合、会費等の見直し）・事業費

事業費 → 事業費・事業積立金

会食費 → 運営費・事業費

※会食費は会食費としての繰越は認められない。

国際協会・複合・地区の各費用 (2019～2020年度)

| * 国際協会 (レート1\$= 円) | 正会員 | 家族会員 | 備考 |
|--------------------|------|--------|----|
| 国際会費 | 43\$ | 21.5\$ | 年額 |
| 国際協会入会金 | 35\$ | 35\$ | |

| * 335複合地区 | 正会員 | 家族会員 | 備考 |
|-----------|------|------|----|
| 複合地区費 | 130円 | 65円 | 月額 |
| 複合地区大会費 | 50円 | 25円 | 月額 |

| * 335-A地区 | 正会員 | 家族会員 | 備考 |
|-------------------------------|--------|------|----------|
| 地区会費 | 1300円 | 650円 | 月額 |
| 地区大会費 | 150円 | 75円 | 月額 |
| 2020年東京オリンピック・パラリンピック協力金(事業費) | 1,000円 | | 年額 前期に徴収 |
| アラート(災害援助)資金 | 1,000円 | 500円 | 年額 前期に徴収 |
| 一般社団法人日本ライオンズ賛助会費 | 50円 | | 月額 |

| * ライオン誌 | 正会員 | 家族会員 | 備考 |
|-----------------|------|------|-----------|
| ライオン誌送料 個人発送の場合 | 192円 | | 半期(3回発行分) |



eMMR Servanna
Powered by Lions Clubs International

eMMR Servanna にログインする。

ID
Password
LOGIN

— ログインの注意事項 —
日本 Lions Club の会費は、毎月 1 回、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。
請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。
請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。
請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。請求は、毎月 1 日（祝日を除く）に請求されます。



ここをクリックすると MyLCI が開きます をクリック



ライオンズクラブをクリックする

会計計算書/国際会費をクリックする

現残高

| | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 5月 2018 月末残高 | 18.51 CR |
| 6月 01, 2018 から 6月 07, 2018 までの納入金 | 0.00 |
| 6月 01, 2018 から 6月 07, 2018 までの請求額 | 0.00 |
| 6月 07, 2018 付残高 | 18.51 CR |

会計計算書および国際会費請求書

| | 2016 - 2017 | | | 2015 - 2016 | |
|---------------|-------------|----------|-------|-------------|--|
| | 前月繰越残高 | 支払金 | 請求 | 月末残高 | |
| 5月 2018 会計計算書 | 0.16 CR | 18.35 CR | 0.00 | 18.51 CR | |
| 4月 2018 会計計算書 | 17.76 | 17.92 CR | 0.00 | 0.16 CR | |
| 3月 2018 会計計算書 | 31.57 CR | 0.00 | 49.33 | 17.76 | |

CR はクレジットの意味で、過払いを表します

表示/印刷 をクリックすると計算書が表示されます。

クラブ会計計算書の見方 (役員必携 P147 参照)

- ① クラブ会計計算書、半期分国際会費請求書は、郵送を待たず「MyLCI」よりご確認のうえ、早急にお支払いください。
- ② 滞納すると → P146 サスペンション (停止処分) 参照

国際協会への送金方法

1. クラブ専用口座 (みずほ銀行 第五集中支店 普通)
eMMR ServannA にて 調べることができます。
国際会費・クラブ用品など 専用口座番号 1
L C I F 献金 専用口座番号 2
※注意：振込先を間違えないように確認してから振り込んで下さい。
2. 送金の際は 最新の会計計算書にて 送金額が 今月のライオンズレートに
換算されているか、必ずご確認ください。
3. 月末及び月初の送金は避けてください。
ライオンズレートが変動して、滞納金が発生する場合があります。
4. 送金の際は、必ず 1円未満を切り上げてください。
1円未満を切り上げずに送金すると、1円未満の単位(銭単位)も滞納金の対象と
なってしまいます。

その他の送金について

1. 金額を確認しましょう。
2. 送金先口座を確認しましょう。
3. 期日までに送金しましょう。
4. 送金通知書が必要な場合は、送金する前に必ずキャビネットに提出しましょう。
5. eMMR ServannA での出欠入力が必要な場合は、送金する前に入力しましょう。